

後期高齢者医療制度に係る診療報酬について

- ① 昭和 58 年 2 月から施行された老人保健法に基づき、一定以上の年齢の方のみに適用される診療報酬として「老人診療報酬点数表」が創設され、包括払いの採用や介護の重視、在宅医療の推進など、高齢者の心身の特性に着目した評価が設けられてきたところ。
- ② しかしながら、平成 18 年 4 月の診療報酬改定において、簡素化の観点から、老人診療報酬点数表にのみ存在する診療報酬項目や、同一の診療行為に対する評価が老人診療報酬点数表と医科診療報酬点数表等とで異なる診療報酬項目については、高齢者の心身の特性を踏まえたものを除き、一本化されたところ。
これに伴い、「老人診療報酬点数表」については、「医科診療報酬点数表等」と別建てとされている取扱を改め、これら 2 つの点数表が一本化されたところ。
- ③ その後、平成 20 年 4 月の後期高齢者医療制度の創設に伴い、改めて高齢者の診療報酬の在り方について検討を行い、ご本人が選んだ高齢者担当医が心と体の全体を診て、外来、入退院、在宅医療まで継続して関わる仕組み（後期高齢者診療料）を創設するなどの取組を進めたところ。
- ④ しかしながら、このような診療報酬点数については、年齢による差別ではないか、必要な医療が受けられなくなるのではないか等の指摘を受けたところ。
- ⑤ 一方、中央社会保険医療協議会が行った調査によれば、後期高齢者診療料の活用が進んでいない実態等も明らかになったところ。
- ⑥ このような状況を踏まえ、75 歳以上という年齢に着目した診療報酬体系については、後期高齢者医療制度本体の見直しに先行して、廃止することとした上で、具体的な報酬設定については、それぞれの診療報酬項目の趣旨・目的等を考慮しつつ、検討することとすべきと考えるが、この点についてご議論いただきたい。

「高齢者医療制度改革会議」の開催について

1. 趣旨

三党連立政権合意及び民主党マニフェストを踏まえ、後期高齢者医療制度廃止後の新たな制度の具体的なあり方について検討を行うため、厚生労働大臣の主宰により、関係団体の代表、高齢者の代表、学識経験者からなる「高齢者医療制度改革会議」を開催する。

2. 参集者

- | | |
|--|------------|
| ・日本高齢・退職者団体連合 事務局長 | 阿部 保吉 |
| ・慶應義塾大学医学部医療政策・管理学教室教授 | 池上 直己 |
| ・政治評論家・毎日新聞客員編集委員 | 岩見 隆夫 |
| ・東京大学大学院法学政治学研究科教授 | 岩村 正彦 (座長) |
| ・全国市長会 国民健康保険対策特別委員長 (高知市長) | 岡崎 誠也 |
| ・日本労働組合総連合会 総合政策局長 | 小島 茂 |
| ・諏訪中央病院名誉院長 | 鎌田 實 |
| ・全国知事会 社会文教常任委員会委員長 (愛知県知事) | 神田 真秋 |
| ・全国老人クラブ連合会 相談役・理事 | 見坊 和雄 |
| ・全国健康保険協会 理事長 | 小林 剛 |
| ・日本福祉大学社会福祉学部教授 | 近藤 克則 |
| ・日本経済団体連合会 社会保障委員会医療改革部会長 | 齊藤 正憲 |
| ・健康保険組合連合会 専務理事 | 対馬 忠明 |
| ・前千葉県知事 | 堂本 暁子 |
| ・高齢社会をよくする女性の会 理事長 | 樋口 恵子 |
| ・日本医師会 常任理事 | 三上 裕司 |
| ・目白大学大学院生涯福祉研究科教授 | 宮武 剛 |
| ・全国町村会 会長 (添田町長) | 山本 文男 |
| ・全国後期高齢者医療広域連合協議会 会長
(佐賀県後期高齢者医療広域連合長、多久市長) | 横尾 俊彦 |

3. 検討に当たっての基本的な考え方

新たな制度のあり方の検討に当たっては、以下を基本として進める。

- ① 後期高齢者医療制度は廃止する
- ② マニフェストで掲げている「地域保険としての一元的運用」の第一段階として、高齢者のための新たな制度を構築する
- ③ 後期高齢者医療制度の年齢で区分するという問題を解消する制度とする
- ④ 市町村国保などの負担増に十分配慮する
- ⑤ 高齢者の保険料が急に増加したり、不公平なものにならないようにする
- ⑥ 市町村国保の広域化につながる見直しを行う

※ 11月中に第1回を開催予定。